

## 第55回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

●会計監査人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
●業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況・・・	2 ページ
●会社の支配に関する基本方針・・・・・・・・	4 ページ
●剰余金の配当等の決定に関する方針・・・・・・・・	4 ページ
●連結株主資本等変動計算書・・・・・・・・	5 ページ
●連結注記表・・・・・・・・	6 ページ
●株主資本等変動計算書・・・・・・・・	15ページ
●個別注記表・・・・・・・・	16ページ
●連結計算書類に係る会計監査報告・・・・・・・・	19ページ
●計算書類に係る会計監査報告・・・・・・・・	21ページ
●監査等委員会の監査報告・・・・・・・・	23ページ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 会計監査人の状況

(1) 名称 RSM清和監査法人

### (2) 報酬等の額

	RSM清和監査法人
当事業年度に係る会計監査人としての報酬との額	22,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

### (6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は「経営理念」「行動規範」並びにコンプライアンス規程に規定された行動倫理規範に基づき、法令、定款その他社内規程等の遵守及び企業倫理の遵守に努める。
- (2) コンプライアンス委員会規程に基づき、当社の全部門を網羅するコンプライアンス委員会を組織して、社内の隅々に至るまで法令遵守と企業倫理遵守の徹底に努める。
- (3) 内部監査部門がコンプライアンス体制の運用状況を監査、検証し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告する。
- (4) 社内研修等の機会を通じて、コンプライアンスの重要性に関して周知、徹底を図り、定期的にコンプライアンス体制のチェックを行い、改善すべき点の洗い出しを行う。
- (5) 反社会的勢力による不当要求等への対応を一元所管する部署を定め、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然とした態度で対応する。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 法令及び文書管理規程その他の情報管理に係る社内規程に従って文書作成及び情報の管理・保存・廃棄を行う。
- (2) 情報管理規程に定める管理責任者は情報管理体制を整備し、法令等に則り必要な情報開示を行う。
- (3) 取締役の職務執行に係る情報の文書作成・保存・管理状況について、監査等委員会の監査を受ける。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 情報管理規程において重要事実に関しての報告義務が全従業員に課せられている。
- (2) 内部監査部門が定期的に各部署に対する内部監査を行い、多額の損失発生リスク管理について改善すべき点があれば指摘し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告する。
- (3) 代表取締役は、多額の損失発生リスク管理状況を取締役会に定期的に報告する。
- (4) 取締役会が把握している多額の損失発生リスク状況に関しては、法令等に従い、適切な開示を行う。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定時取締役会を原則として毎月開催するほか、定時以外においても決議又は報告の必要な事案が生じた場合は、適宜臨時取締役会を開催する。
- (2) 取締役会は、権限委譲する業務執行に関する事項の決議または報告、計画立案、審議、並びに進捗管理を行うことを目的として執行役員会を設置し、定期的に開催する。
- (3) 事業部門ごと、使用人の役職に応じて定められた業務分掌に基づき業務執行することにより、機動的かつ統制の効いた執行体制を確立し、取締役会における意思決定の適正化、効率化を図る。

#### ⑤次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（(3)及び(4)において「取締役等」という。）の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - (a) 当社は子会社に、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、月次の予実管理表、四半期毎の決算資料及び必要に応じて関係資料等の提出を求める。
  - (b) 当社は子会社に、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が参加する取締役会を定期的に開催し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告することを求める。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
  - (a) 当社は子会社に、リスクの発生防止と発生したリスクに対しての適切な対応を行うことにより、会社損失の最小化を図るよう求める。

- (b) 当社は子会社に、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損失を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）へ報告する体制を構築するよう求める。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 当社は子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社に基本方針及び業務遂行に必要なルールの策定を求める。
  - (b) 当社は、定期的に開催される、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が参加する取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告することを求める。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 当社は子会社に、その取締役等及び使用人が子会社の策定した基本方針に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制の構築を求める。
  - (b) 当社は子会社に、コンプライアンスの遵守状況及び内部統制システムの整備・運用状況を確認するために、当社の監査等委員会及び内部監査部門による評価を求める。
  - (c) 当社は子会社に、法令等の違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために社内通報窓口制度を導入し利用することを求める。

**⑥ 監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項**

- (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、当該使用人を指名することができる。
- (2) 監査等委員会が指定する補助すべき期間中、当該使用人に関しては監査等委員会に指揮権が移譲したのとして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けず、また、監査等委員会の同意なしに、解任することができないものとする。

**⑦ 次に掲げる体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
  - (a) 情報管理規程に基づき、重要事実に関する情報については、使用人が認識をした場合、管理責任者に通報し、管理責任者が適時監査等委員会へ報告する。
  - (b) 監査等委員が執行役員会その他の重要な会議に出席し、又、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し書類の提出を求め、業務執行について報告を受ける。
- (2) 子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（本項目において「取締役等」という。）及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
  - (a) 子会社の取締役等及び使用人は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - (b) 子会社の取締役等及び使用人は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損失を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）へ報告を行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は監査等委員会に報告を行う。
  - (c) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び内部監査部門は、定期的に当社の監査等委員会に対し、子会社における内部統制監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

**⑧ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び使用者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止することを公益通報者保護規程に明記する。

**⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員からその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求があったときは、管理部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

#### ⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長と監査等委員会は定期的に意見交換を行う。
- (2) 監査等委員会は会計監査人と連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。
- (3) 監査等委員会と内部監査部門との連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。
- (4) 監査等委員会が必要に応じて弁護士等の外部の専門家に相談できる体制を確保する。

⑪本方針は常時見直しを行い、より適切な内部統制システムの整備に努めるものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①重要な会議の開催状況

原則として月1回の定時取締役会及び適宜臨時取締役会を開催することとしておりますところ、2023年4月1日から2023年12月31日の間に計13回の取締役会を開催いたしました。また、取締役会が権限委譲する業務執行に関する事項の決議または報告、計画立案、審議、並びに進捗管理を行うことを目的として設置している執行役員会についても、定期的に開催をいたしました。

### ②コンプライアンスに関する取組み

当社の全部門を網羅するコンプライアンス委員会を定期的に開催しております。また、内部監査部門がコンプライアンス体制の運用状況を監視、検証し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告しております。

### ③子会社の経営管理状況

2023年12月31日現在における当社子会社は2社であり、各社取締役および監査役を当社取締役が兼職しております。子会社においては、当社取締役が参加する取締役会を原則月1回開催しており、営業成績や財務状況その他の重要な情報の報告を受けております。

### ④監査等委員会と内部監査部門の連携状況

常勤監査等委員と内部監査部門は日常的に情報交換を行っているほか、内部監査部門担当者が監査等委員会にオブザーバーとして適宜参加し、内部監査結果の報告等を行っております。

## 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財務状況、中長期的な事業拡大に必要な内部留保など、その見通しに応じた適切な利益還元策を柔軟に検討し、実施することを基本方針としております。

当事業年度におきましては、上記方針に基づき、財務状況並びに業績等を総合的に勘案し、2024年2月14日開催の取締役会にて、1株あたり27円の期末配当を実施する決議をさせていただきました。当事業年度は決算期変更に伴い9ヵ月の変則決算となったことから、中間配当は実施せず、期末配当として15円を予定しておりましたが、2023年12月12日に公表しました「通期連結業績予想の修正（上方修正）および配当予想の修正（増配）に関するお知らせ」のとおり、5円増配としました。また、2024年2月9日に公表しました「通期業績予想の再修正（上方修正）および配当予想の再修正（増配）に関するお知らせ」のとおり、7円増配し、年間配当は1株当たり27円となります。

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年4月1日 残高	205,484	321,076	1,737,901	△275,996	1,988,466
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	17,058	17,058			34,117
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分				16,556	16,556
剰 余 金 の 配 当			△78,769		△78,769
親会社株主に帰属する当期純利益			678,940		678,940
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	17,058	17,058	600,171	16,555	650,844
2023年12月31日 残高	222,543	338,135	2,338,072	△259,440	2,639,310

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
2023年4月1日 残高	3,321	3,321	1,991,788
連結会計年度中の変動額			
新 株 の 発 行			34,117
自 己 株 式 の 取 得			△0
自 己 株 式 の 処 分			16,556
剰 余 金 の 配 当			△78,769
親会社株主に帰属する当期純利益			678,940
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△374	△374	△374
連結会計年度中の変動額合計	△374	△374	650,469
2023年12月31日 残高	2,947	2,947	2,642,258

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	株式会社スプラシア 株式会社ニチナン

全ての子会社を連結しております。

#### (2) 連結決算日の変更に関する事項

当連結会計年度より、当社及び連結子会社は、決算日を3月31日から12月31日に変更し、同時に連結決算日を3月31日から12月31日に変更しています。この変更は、当社グループの事業の特性上、毎年1月から3月が繁忙期に当たるため、売上高の季節要因に伴う業績への影響を緩和し、事業運営の効率化を図るとともに、適時・適切な経営情報の開示を行うことを目的としております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### (イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ・その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

以外のもの

###### (ロ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

###### ・仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

###### ・原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### (イ) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6～18年

機械装置及び運搬具 4～8年

工具、器具及び備品 2～15年

###### (ロ) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、各社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

###### (ハ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### (イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

###### (ロ) 賞与引当金

使用人に対する賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

###### (ハ) 工事補償引当金

工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績に基づく将来の見積補償額を計上しております。

###### (ニ) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(ホ) 株式給付引当金 株式給付信託（J-ESOP）による当社株式の交付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

収益及び費用の計上基準について、「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので記載を省略しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

(イ) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(ロ) 退職給付に係る会計処理の方法 小規模企業等における簡便法の採用  
連結子会社である株式会社ニチナンは、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損損失

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
減損損失	67,188千円
有形固定資産	652,386千円
無形固定資産	111,781千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ 算出方法

当社グループは、当連結会計年度において減損損失を認識し連結計算書類に計上しております。当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか高い方で測定し、使用価値は見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値等を反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しています。将来キャッシュ・フローは、将来の予測に関する経営者の評価と過去実績に基づき、外部情報及び内部情報を使用して見積もっております。

ロ 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、受注見通し及び営業費用の推移になります。

ハ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の見積りには不確実性があり、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員の帰属意識の醸成や、株価上昇に対する動機づけ等の観点からインセンティブプランの一環として従業員向け報酬制度の株式給付信託（J-ESOP）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し勤続年数および資格等級に応じて一定の時期にポイントを付与し、株式給付規程に定められた条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は162,437千円及び212,900株であります。当連結会計年度末における、期末株式数は8,061,260株であり、期中平均株式数は7,682,373株であります。期末株式数および期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	8,012,100株	49,160株	一株	8,061,260株

(注) 2023年7月18日付で特定譲渡制限付株式報酬としての新株発行により49,160株（発行価額34,117千円）増加しております。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	369,782株	1株	21,700株	348,083株

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（J-ESOP）の信託財産として保有する当社株式212,900株が含まれております。  
2. 自己株式（普通株式）の株式数の増加は単元未満株式の買取りによる株式1株であります。  
3. 自己株式（普通株式）の株式数の減少21,700株は、株式給付信託（J-ESOP）から株式給付対象者に給付した当社株式による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年 5月15日 取締役会	普通株式	78,769千円	利益剰余金	10円	2023年 3月31日	2023年 6月19日

(注) 2023年5月15日開催の取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)が保有する自社の株式に対する配当金2,346千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年 2月14日 取締役会	普通株式	214,004千円	利益剰余金	27円	2023年 12月31日	2024年 3月7日

(注) 2024年2月14日開催の取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)が保有する自社の株式に対する配当金5,748千円が含まれております。

(4) 当連結会計年度末日の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、明細表を作成する等の方法により管理しております。

営業債務である買掛金は、ほぼ全てが2ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金（原則5年以内）は主に運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、借入残高の割合は低く、リスクはほとんどないと認識しております。なお、当連結会計年度末現在で、デリバティブ取引の利用残高はありません。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含めておりません（注3）参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
投 資 有 価 証 券	7,279	7,279	—
敷 金	395,025	383,464	△11,561
資 産 計	402,305	390,743	△11,561
一年内返済予定の長期借入金	(470,106)	(470,292)	186
リース債務（流動負債）	(6,724)	(7,390)	665
長 期 借 入 金	(1,688,100)	(1,687,220)	△879
リース債務（固定負債）	(18,594)	(19,671)	1,077
負 債 計	(2,183,525)	(2,184,575)	1,050

（注1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注2）「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注3）市場価格のない株式等は保有しておりません。

（注4）長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1 年 内	1 年 超 2 年 内	2 年 超 3 年 内	3 年 超 4 年 内	4 年 超 5 年 内	5 年 超
長 期 借 入 金	470,106	434,098	437,992	407,992	404,492	3,526
リ ー ス 債 務	6,724	5,592	5,521	3,273	1,681	2,525
合 計	476,830	439,690	443,513	411,265	406,173	6,051

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び、重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それぞれのインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時価 (千円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
投 資 有 価 証 券 そ の 他 有 価 証 券 株 式	7,279	—	—	7,279
資 産 計	7,279	—	—	7,279
該 当 事 項 は あ り ま せ ン。	—	—	—	—
負 債 計	—	—	—	—

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時価 (千円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
敷 金	—	383,464	—	383,464
資 産 計	—	383,464	—	383,464
一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	—	470,292	—	470,292
リ ー ス 債 務 ( 流 動 負 債 )	—	7,390	—	7,390
長 期 借 入 金	—	1,687,220	—	1,687,220
リ ー ス 債 務 ( 固 定 負 債 )	—	19,671	—	19,671
負 債 計	—	2,184,575	—	2,184,575

(※) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(i) 投資有価証券

活発な市場における相場価格を用いて上場株式を評価しており、レベル1の時価に分類しております。

(ii) 敷金

敷金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(iii) 一年内返済予定の長期借入金、長期借入金

当該長期借入金の元利金の合計額を、債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(iv) リース債務 (流動負債)、リース債務 (固定負債)

リース債務の時価については、元利金の合計額を、債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との収益から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	エクスペリエンス・マーケティング事業
リアルイベント分野	10,913,869
商環境分野	1,216,942
デジタル分野	838,657
その他	167,176
顧客との契約から生じる収益	13,136,644
その他の収益	—
外部顧客への売上高	13,136,644

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社では、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

#### ① リアルイベント分野、デジタル分野、その他事業

リアルイベント分野、その他事業では、展示会出展、イベントプロモーション、商談会、プライベートショー、カンファレンス・セミナー等の事業を行っております。デジタル分野では、動画編集配信プラットフォームやデジタルサイネージ、アプリケーション開発などのITソリューションサービス等の事業を行っております。これらのサービスの履行義務は一定の期間にわたり充足されるものではなく、一時点で充足される履行義務であることから、その支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。顧客による支配の獲得時点は、顧客の検収時と判断しております。展示会やイベントなどのリアルイベントにおける、現場での組立て・設営・開催等の重要なサービスを要する収益は、開催後現場からの撤去をもって収益を認識しております。

#### ② 商環境分野

商環境分野では、公共施設の内装工事や企業のショールームの企画・設計・施工等の事業を行っております。成果物の引き渡し義務を負う請負契約では、契約の履行において、当社グループでコストが発生し、作業が進捗していくに伴い、当該顧客のためのオーダーメイドなサービスが完成に近づき、顧客が使用できる状態に近づいていくため、商環境分野におけるサービスの進捗度の測定にはインプット法を用いており、プロジェクトの見積総原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法に基づいて収益を認識しております。なお、工事期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度における顧客との契約により生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,569,239	2,591,205
契約資産	—	36,015
契約負債	28,684	308,191

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 342円56銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 88円38銭  |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

2024年1月25日開催の取締役会決議において、株式分割及び定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

### (1) 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的とするものであります。

### (2) 株式分割の概要

2024年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

分割により増加する株式数	
株式分割前の発行済株式総数	8,061,260株
今回の分割により増加する株式数	8,061,260株
株式分割後の発行済株式総数	16,122,520株
株式分割後の発行可能株式総数	40,000,000株

### (3) 日程

基準日公告日	2024年3月15日
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年4月1日

### (4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

1株当たり当期純利益	44円19銭
1株当たり純資産額	171円28銭

### (5) 定款の一部変更

#### ①変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2024年4月1日(月)をもって、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

#### ②変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>20,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>40,000,000株</u> とする。

#### ③定款変更の日程

効力発生日	2024年4月1日
-------	-----------

(6) 譲渡制限付株式報酬制度における付与株式総数（年間）の調整

今回の株式分割に伴い、対象取締役に対し譲渡制限付株式として新たに発行又は処分する普通株式の総数（年間）を、2024年4月1日から次のとおり調整いたします。

新たに発行又は処分する普通株式の総数（年間）	
調整前	調整後
120,000株以内	240,000株以内

（参考）譲渡制限付株式報酬制度の内容については以下の開示文書を参照してください。

2022年5月26日開示「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」

(7) その他

資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。

11. その他の注記

(減損損失)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
東京都中央区	事業用資産	ソフトウェア	67,188

当社グループは、原則として、管理会計上の区分である会社を基本単位としてグルーピングを行っております。連結子会社である㈱スプラシアが所有する事業用資産について、事業環境及び今後の見通しを勘案し、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額を使用価値により測定しましたが、将来キャッシュ・フローが見込めないため具体的な割引率は算定せず、使用価値を零として減損損失を測定しております。

(記載金額の表示について)

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金計		
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金			
2023年4月1日 残高	205,484	322,982	322,982	4,600	110,000	1,476,738	1,591,338	△275,996	1,843,810
事業年度中の変動額									
新株の発行	17,058	17,058	17,058						34,117
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分								16,556	16,556
剰余金の配当						△78,769	△78,769		△78,769
当期純利益						697,244	697,244		697,244
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	17,058	17,058	17,058	—	—	618,475	618,475	16,555	669,148
2023年12月31日 残高	222,543	340,041	340,041	4,600	110,000	2,095,214	2,209,814	△259,440	2,512,958

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
2023年4月1日 残高	3,321	3,321	1,847,131
事業年度中の変動額			
新株の発行			34,117
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			16,556
剰余金の配当			△78,769
当期純利益			697,244
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△374	△374	△374
事業年度中の変動額合計	△374	△374	668,773
2023年12月31日 残高	2,947	2,947	2,515,905

## 個別注記表

### 12. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式及び  
関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ・その他有価証券  
市場価値のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年～18年
機械及び装置	8年
車両運搬具	4年
工具、器具及び備品	2年～15年

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 収益及び費用の計上基準

収益及び費用の計上基準は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので記載を省略しております。

#### (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (5) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

使用人に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

##### ③ 工事補償引当金

工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績に基づく将来の見積補償額を計上しております。

##### ④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

##### ⑤ 株式給付引当金

株式給付信託（J-ESOP）による当社株式の交付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(6) 決算日の変更に関する事項

当事業年度より、当社は決算日を3月31日から12月31日に変更しています。この変更は、当社の事業の特性上、毎年1月から3月が繁忙期に当たるため、売上高の季節要因に伴う業績への影響を緩和し、事業運営の効率化を図るとともに、適時・適切な経営情報の開示を行うことを目的としております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

13. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

14. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損損失

①当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
減損損失	－千円
有形固定資産	504,323千円
無形固定資産	81,093千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ 算出方法

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか高い方で測定し、使用価値は見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値等を反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割引いて算定しています。将来キャッシュ・フローは、将来の予測に関する経営者の評価と過去実績に基づき、外部情報及び内部情報を使用して見積もっております。

ロ 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、受注見通し及び営業費用の推移になります。

ハ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の見積りには不確実性があり、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

15. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

16. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

連結注記表の「5. 追加情報」に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

17. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	403,587千円
(2) 受取手形割引高	－千円
(3) 関係会社に対する金銭債権・債務	
関係会社に対する短期金銭債権	9,309千円
関係会社に対する短期金銭債務	72,756千円

#### 18. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	9,831千円
仕入高	452,555千円
販売費及び一般管理費	238千円
営業取引以外の取引	230千円

#### 19. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 348,083株

(注) 株式給付信託 (J-ESOP) の信託財産として所有する株式212,900株を含めて記載しております。

#### 20. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税否認	12,709千円
賞与引当金繰入額否認	75,892千円
賞与引当金対応法定福利費否認	12,130千円
資産除去債務否認	6,627千円
関係会社株式評価損否認	220,849千円
貸倒引当金繰入額否認	566千円
その他	44,573千円
繰延税金資産小計	373,349千円
評価性引当額	△253,634千円
繰延税金資産計	119,715千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,075千円
繰延税金負債計	△1,075千円
繰延税金資産の純額	118,639千円

#### 21. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### 22. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	326円18銭
(2) 1株当たり当期純利益	90円76銭

#### 23. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

連結注記表の「10. 重要な後発事象に関する注記」に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 24. その他の注記

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

株式会社博展  
取締役会 御中

RSM清和監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 藤本 亮  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小菅 義郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社博展の2023年4月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社博展及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

株式会社博展  
取締役会 御中

RSM清和監査法人  
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 藤 本 亮  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 菅 義 郎  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社博展の2023年4月1日から2023年12月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2023年12月31日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月22日

### 株式会社博展 監査等委員会

取 締 役 (常勤監査等委員)	内 海 統 之 ㊟
取 締 役 (常勤監査等委員)	田 中 雅 樹 ㊟
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	梶 浦 公 靖 ㊟
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 田 毅 志 ㊟
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	石 塚 陽 子 ㊟